

Title	韓国における倒産法改正と実務の現況：倒産事件専門 法院の導入と電子的処理などを中心に
Author(s)	盧, 泰嶽; 李, 英; 藤本, 利一
Citation	阪大法学. 2017, 67(1), p. 176-197
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87008
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

韓国における倒産法改正と実務の現況

——倒産事件専門法院の導入と電子的処理などを中心に——

盧

泰

翻
訳

監
修

本
利

一 英 嶽

- 一 はじめに
- 二 二〇一七年三月倒産事件専門法院としてのソウル回生法院の設置とその展望
- 三 公正かつ効率的なリストラを目指す企業回生手続の改善のための最近の法改正の内容
——二〇一六年五月債務者回生及び破産に関する法改正——
- 四 回生・破産委員会の権限の強化—倒産管理・監督機能の強化
- 五 他の制度の改善と新たな制度の導入のための工夫
- 六 倒産事件の電子的処理
- 七 倒産手続において生ずる倒産犯罪と破産部の役割
- 八 結び

一 はじめに

韓国は、一九九七年に、外貨危機のゆえに、IMF救済融資を受けて以来、種々の倒産関連法規を統合し、二〇〇五年に、UNCITRALの国際倒産に関するモデル法 (Model Law on Cross-Border Insolvency) に応じ、「債務者更生及び破産に関する法律」(以下は、「債務者更生法」と略称)を制定し、二〇〇六年四月一日から施行している。その後も、数回の法改正を通じ、倒産法制の国際的整合性を高める一方、二〇一一年に、ソウル中央地方法院を中心に、Fast Trackと債権者主導型更生手続、信用回復委員会と中小企業庁などと協力した個人債務調整及び更生コンサルティングなどを実施するなど、国内において特有の事情を反映した新たな制度を導入する工夫も怠ることなく進めている。

企業リストラの問題が、経済危機の時のみならず、平常時においても必要であるとの問題意識のもと、このような工夫をする中で、二〇一六年一二月に、倒産専門法院の設立を取り入れる法律がいよいよ国会において採択され、二〇一七年三月にはソウル回生法院が開庁された。

他方、二〇一〇年に、民事訴訟事件(通常事件)の中で、電子訴訟を実施して以来、二〇一四年から、倒産事件に対しても、電子的な事件処理を開始した。

以下において、韓国における倒産法制に関し、最近の主要立法と倒産事件の電子的処理などを中心に実務の動向を紹介したい。⁽¹⁾

1 倒産事件専門法院の導入の必要性と背景

韓国においては、IMF救済融資が行われた一九九七年の経済危機以来、倒産事件を専門的に処理する破産法院 (Bankruptcy Court) または倒産法院 (Insolvency Court) の導入の必要性に関する主張が次々となされてきた。

主張の要旨はおおむね以下の通りである。

ア 倒産事件の特性

まず、倒産事件は「契約は必ず守るべきだ」という法原理が支配する伝統的な法領域と違って、企業や個人を救済 (fresh start or rescue) するという社会・経済制度の性質を持っていることから、個別的な権利行使を前提とする民事手続と比べ、規律原理が異なる (手続理念の異質性)。また、倒産事件を処理するにあたって、倒産手続に関する法律自体の内容以外にも、経済、経営、会計など企業の運営に必須な関連分野の知識や、ノウハウなどを必要とする点が挙げられる (専門性)。そして、倒産手続というのは、契約に基づく個別的な権利関係に対する修正を前提にし、債権者など利害関係人らを対象に、集団的手続を通じた債権債務関係の全体的調整がなされるとの特性を持っている (集団的法律関係の規律)。

倒産手続を処理するにあたっては、このような倒産法の持つ特性に対する高度の理解を必要とするのはい言うまでもない。のみならず、倒産手続は、時間の経過に伴う企業価値の減損を避けるために、手続進行の効率性と迅速性が必要であるのと相まって、そのような過程において、倒産法院は、広範な裁量権を持つようになったと言える (迅速性と裁量性)。

イ 倒産事件の推移と外部環境の急激な変化

最近、社会構造や経済環境全般の変化に伴い、限界企業が増加しており、二〇〇八年の金融危機以降、家計負債も急増し、二〇一六年現在、一三〇〇兆ウォン台半ばに至った。二〇一五年に比べ、一一・七％程度増えた。近時、アメリカ連邦準備制度(Federal Reserve System)理事会の金利引き上げ説など、国際経済の不確実性などの原因と相まって、個人回生及び個人破産事件は、年間一五万件を超えるようになった。

企業に対する効率的なリストラと個人の救済を目指す倒産事件担当法院の専門性の強化への要求は、経済危機の時のみならず、平常時においてもずっと存在してきた。

ウ 専門法院の設立の必要性

第一に、以上見てきたように、倒産事件を処理するには、いかなる分野よりも、専門性を必要とする。すなわち、倒産事件を処理する法院は、法の本質である公正性を基本にしつつ、手続進行の効率性、迅速性を期するとともに、裁量権を適切に行使しなければならぬが、その過程において、手続の予測可能性を高めなければならないことは当然の前提である。

第二に、一つの独立した法院において、専門的で、一貫性のある処理をやり遂げることににより、各個別事件に対する予測可能性を高めることができるのである。

第三に、長期的な観点からすれば、企業側として、迅速かつ効率的なリストラ促進制度の構築が適切に求められるので、企業のため、予測可能性および一貫性を持つ処理のできる独立的な法院の設置は、必須であると言えるだろう。

エ 別途の倒産監督庁(例えば、アメリカの連邦倒産管財官制度のようなもの)の設立の主張に関して

専門的な倒産法院の設立の必要性に直面し、現行制度を維持すべきとの意見のほか、むしろ、アメリカの連邦倒産管財官 (US Trustee) と同じような別途の監督機関が必要であるという主張があった。

しかし、倒産事件は、権利関係の確定を目的とする通常の訴訟手続とは違って、非訟的性格が強いので、実際に裁判機能と管理監督機能を分離しにくいという現実的な問題点がある。すなわち、破産事件を例とすれば、破産手続開始決定 (司法判断) ↓ 管財人選任 (行政的監督) ↓ 破産財団の管理・換価 (行政的監督) ↓ 債権調査・確定の裁判 (司法判断) ↓ 配当及び終結 (司法判断) の段階を経過するので、二種類の機能を区別し、それぞれ別個に対応するのは実際上困難であり、迅速かつ効率的な効果を期待しにくい。

公正性の確保の次元で、ソウル回生法院は、法人回生のみならず、法人破産や個人破産及び個人回生事件の否認請求や債権調査・確定などの裁判業務も、債務者に対する管理監督業務を担当する裁判部または係でない他の裁判部または係に担当させ、裁判機能と管理監督機能を完全に分離した。また、改正債務者回生法に従い、このような債権調査・確定および否認請求の裁判に対する異議の訴えと否認の訴えなど、これらの事件を回生法院の専属管轄事件とする場合、担当する「本案裁判部または係」については、人的独立性の強化が図られているという点がとりわけ強調されなければならないだろう。

また、管財人や回生委員、調査委員などの手続関係者に対する選任及び評価の業務は、現在、法院により担当されているが、数十年間、大きな問題がなかったことから、別途の機関に分離する必要性があるとは考えられず、最近、法院内で設置された回生・破産委員会を通じ監督機能を強化する工夫が続いてなされている点も考慮されなければならぬ。

そして、アメリカの倒産監督庁の導入と運営に対する歴史的背景に照らしてみても、我々の現実とは適合しない

点が見られる。すなわち、アメリカにおいては、裁判官でない破産審理人 (referee) が倒産事件を担当し、破産審理人、管財人、弁護士との間の談合 (bankruptcy ring) 関係が形成される。実際に、破産管財人が選任された後、親密な弁護士に「諮問」を依頼し、倒産財団に大きな費用を支払わせるなどの濫用事件が頻繁にあったとの指摘がある。

オ 回生・破産委員会の管理・監督機能の強化 (後述)

2 改正法律の主要な内容

ア 倒産事件専門法院としての回生法院

倒産手続に対する否定的なイメージを解消し、倒産手続利用を促進するために、破産法院または倒産法院よりは、回生法院がより肯定的であると考慮されており、破産事件と回生事件を同時に含める回生破産法院という名称は、長すぎるとの嫌いがあつて、最終的には、ソウル地域の回生・破産事件を管轄する法院の意味で「ソウル回生法院」をその名称として定めた⁽²⁾。

イ 関連する法規の主要な改正内容

(1) 法院組織法

「法院組織法」は、回生法院のような専門法院の新設などに必要とされる規定を有する最も基本的な法律である。もともと、法院組織法によると、大法院、高等法院、特許法院、地方法院、家庭法院、行政法院など、六種類の法院が存在したが、回生法院の新設で、現在は、七種類になっている。

一九六三年に、家庭法院が専門法院としては初めて導入され、一九九五年に、特許法院と行政法院がそれぞれ導入された。家庭法院、行政法院と特許法院は、設立後、専属管轄事件の新受件数と既済事件数が持続的に増加して

おり、活発な制度改善を通じ、司法サービスの質を向上させたと評価されている。

改正法院組織法においては、回生法院に関する章を新たに用意し、回生法院及び回生法院合議部の管掌事務を定めており、地方法院と同じく、単独裁判を原則にしている。

(2)各級法院の設置と管轄区域に関する法律

かかる法律は、その内実において、ソウル回生法院を設置し、その管轄区域をソウル特別市にすることを定めている。現在のところ、土地管轄について制限が設けられているが、今後、全国各地域の地方法院を単位に、それぞれ回生法院を設立することを予定している。

(3)債務者回生及び破産に関する法律

倒産に関する基本法である債務者回生法においては、回生法院の新設により、従前の「地方法院本院」を「回生法院」に変更し、さらに、回生法院に管理委員会を設置するための根拠を規定し、債権調査・確定の裁判に対する異議の訴えと否認の訴えなどの、通常の民事事件までソウル回生法院の専属管轄の範囲を拡大した。ほかに、外国倒産手続の承認及び支援に関する事件もソウル回生法院の専属管轄の一部として規定した。そして、国会で法律案が検討され、最終的に法律を制定する過程において、回生法院に対し報告義務が新設された。具体的には、倒産手続機関（管理人、破産管財人など）の選任にかかわる内訳、評価の結果、倒産犯罪などの倒産手続の濫用事例、回生・破産委員会を通じた監督業務遂行内訳などを透明に公開し、国会に報告する義務などが、当該報告義務に含まれている。⁽³⁾国会による事後監督を通じ、倒産管理・監督機能における公正性を高め、国民の信頼の向上に肯定的な役割を果たすものとして期待することができる。

3 ソウル回生法院の導入に対する評価と展望
ア 専門法院設置の意義

現在、回生及び破産事件は、地方法院の破産部のほうで取り扱われているが、ただ民・刑事事件を主に処理する地方法院の特性に鑑みると、各種の制度及び支援の面において、後順位に置かれているのも事実である。これに対し、回生及び破産担当法院が、一般民・刑事業務まで統括して処理することから、専門性不足の問題についての指摘もあった。よって、専門法院として回生法院を設置することは、回生及び破産事件の、専門的で迅速な処理と、思慮深い判断の形成に寄与し、担当裁判官と法院職員の専門性を向上させることができる、望ましい制度的設計だと言える。

イ 回生法院の導入により期待される効果

(1) 専門裁判官の持続的養成と倒産事件の処理結果に対する予測可能性の向上

倒産専門法院である回生法院を設置し、法院構成員全体の専門化を達成し、倒産事件の処理結果に対する予測可能性を高めることにより、倒産手続を利用する際のハードルを下げ、利用者による法院へのアクセスを強化することができる。また、関連研究及び各種制度改善において、一層強化された力量を発揮させることによって、利害当事者間の公正性と衡平性を高め、裁判に対する国民の信頼を増進する一方、企業のリストラ手続においても、実質的な法治主義を実現することができる。

(2) 企業リストラの「常時化時代」

公正かつ迅速で、予測可能なリストラまたは倒産手続の保障により、企業回生の可能性が増大されるのみならず、被害の規模が最小化され、さらに、堅実な経済発展の達成という目的が期待できると考えられる。すなわち、企業

の倒産またはリストラは、資本主義の競争社会の一つの属性として不可避に繰り返されるが、これをいかに処理するかにより、産業界、経済界の様子は大きく異なりうる。また、倒産またはリストラの局面において、大規模な財務リストラが行われるけれども、金融機関、従業員、取引先、ベンダーなどのように、それぞれ違う利害関係をもつ人々の間で、公正な処理が必要であるのはいうまでもない。企業の経営環境は、日々変わるので、いかに、関連手続を迅速かつ効率的に進行するかにより、企業を再生できるか否か、どこまで被害が生じるかが、異なってくるであろう。

結局、公正かつ迅速なリストラまたは倒産手続が保障されるか否かは、平常時の経営にも影響を及ぼすであろうから、予測可能性が確保され、取引費用が減つてくると、より堅実な経済活動が可能であると言える。

(3) 通常の法院におけるリストラ手続の強化を通じた自律的リストラ手続の弊害防止及び相互補完の促進

現在、企業のリストラにおいて、法院の管理手続のほかにも、さまざまな形の自律的リストラのための手段（たとえば、時限法として継続されている「企業リストラ促進法」など）が用意されていると同時に、実際に、「不法的清算」もある程度増えている。すなわち、二〇一三年には、清算された企業の数は四〇、八三七社であったのに対し、同年、法院に受理された企業の倒産事件数は一、二九六件しかなく、全体の三・一％に過ぎなかった。こうした中、倒産手続が不要である場合を考慮しても、法院の管理によりコミットメントされた倒産手続の活用実績が低調であることは否めない。しかし、このような「不法的清算」による場合、偏頗的弁済に起因した被害者が生じ、資産の廉価売却が行われ、各種の脱法行為の弊害が生じる恐れがある。債権者主導による「自律的リストラ手段」(a)は、ある程度、肯定的な機能を担うものとして評価されているが、法院の管理手続と有機的、または相互補完的な関係において、法院の手続が整備されると、これを元にし、自律的リストラもさらに発展する素地がある。

たとえば、代表的な私的構造調整、「企業構造調整促進法」に基づいたいわゆる「work-out」制度の場合、一般的な取引債務に対する弁済が禁止されないことから、それに起因した限界が提示されており、法院との有機的協力を通じた制度改善が必要な状況にあると言えるだろう。

(4) 別途の専門法院の設置を通じた独立的な法院行政体系（人・予算・政策資源）の構築及びこれを通じた倒産分野の発展のための基盤整備

法院は、これまで、企業再生及び破産手続自体の公正性と迅速性・効率性を確保し、企業全般の活用度を高めるため、必要に応じ、継続的に既存の制度を改善してきた。しかし、事件数が急増し、制度改善の必要性が増している中、一般法院の内部における破産事件に関わる組織の持つ限界を考慮したうえで、従前とは別個の専門法院を設置し、人・予算・政策資源を集中・投入する必要があるとの要請がさらに強くなってきた。

(5) 関連事件の迅速な処理

現在、「通常の地方法院」の民事裁判部において取り扱っている、一般再生事件または個人破産及び個人再生事件の債権調査・確定および否認請求裁判に対する異議の訴えと否認の訴えのような、再生債権に関する本案訴訟を、再生法院の専属管轄として定めることにより、関連事件の迅速な処理を期待することができる。

(6) 倒産に関する社会安全網の構築

再生法院の設立をきっかけに、個人再生裁判の専門性が強化されれば、国民一般への「社会安全網」の性格をもつ司法サービスの質の向上が期待されるだろう。

三 公正かつ効率的な構造調整を目指す企業回生手続の改善のための最近の法改正の内容——二〇一六年五月債務者回生及び破産に関する法改正

一方、二〇一六年五月二十九日に、手続開始後の新規融資債権者の権限の強化、事前計画案制度の改善などを内容とする法律の改正がなされたが、主な内容は以下の通りである。

1 新規融資債権者の権限の拡大

新規融資債権者に対し、回生手続の主な事項に関する意見提示権限を明文で付与するとともに、管理人に対する資料提出を求める権限をも認めた（債務者回生法第二二条の二）⁽⁴⁾。また、改正前に、債務者回生法第一七九条第二項は、「第一七九条第一項第五号及び第二二号（新規借入資金）による資金の借入を許可することに際し、法院は、利害関係人の意見を聞かなければならない」と定めたが、その後、利害関係人の具体的な範囲に関する論争が続いており、その範囲があまりに拡張された結果、手続の効率的な進行が妨げられたとの批判もなされた。今回の法改正を通じ、「利害関係人」を「債権者協議会」（b）に置き換えたのは、手続の迅速性と公正性の調和を企てた結果の産物である。

2 商取引債権者に対する保護の強化

回生手続の開始を求める申請がなされる前の二〇日以内に、債務者が継続的かつ通常の営業活動を通じ供給された物件に対する代金支払請求権は、共益債権とされた（債務者回生法第一七九条第一項第八の二号）。

3 韓国型 prepackage 制度の導入

債務者負債の二分の一以上に相当する債権者またはこのような債権者の同意を得た債務者は、回生手続開始の申

請日から回生手続開始前までに、事前計画案を提出できるように規定した（債務者回生法第二二三条第一項⁽⁵⁾）。

4 一定規模以上の法人の回生・破産事件の重複管轄認定

管轄に関する一般規定にもかかわらず、債権者の総数が三〇〇人を超え、かつ、大統領令により定められた金額以上の債務を負担する法人に対する回生事件及び破産事件は、ソウル回生法院に対しても手続開始の申請ができるよう、ソウル回生法院の管轄をさらに拡大した（債務者回生法第三条第四項）。

四 回生・破産委員会の権限の強化——倒産管理・監督機能の強化

二〇一三年一〇月一日に、法院行政処の傘下に回生・破産委員会を設置することを内容とする大法院規則を制定して以来、二〇一六年九月六日に、回生・破産委員会の管理・監督機能を強化するため、常任委員及び実務支援団（c）に関する基礎的な規定を定めつつ、実務支援団業務に倒産手続関係人選任と定期的な評価業務を取り入れるための改正作業を遂行することにより、回生・破産手続に関連する政策の樹立、制度の改善と、手続機関の選任及び評価に関し体系的かつ統一的な監督が可能になった。

1 管理委員の推薦

管理委員の委嘱指針（裁判例規）に従い、管理委員会の構成された回生法院の法院長は、常任管理委員を委嘱するため、法院行政処の回生・破産委員会に管理委員候補者の推薦を依頼し、毎年一回以上、定期的に常任管理委員の遂行した業務の適正性について評価し、また、その評価結果を回生・破産委員会に報告しなければならない。

2 第三者管理人、監事などの選任

回生事件の処理に関する規定に従い、回生法院の法院長は、「第三者管理人」、「監事」候補者を選抜するための

選任資料を回生・破産委員会に提供し、適格・不適格の意見を述べることを要請し、その意見に則し、第三者管理人、監事を選任し、毎年一回以上定期的に管理人、監事の遂行した業務の適正性について評価し、回生・破産委員会に報告しなければならない。また、調査委員候補者名簿を作成するための参考資料を回生・破産委員会に提供し、毎年一回以上定期的に調査委員の遂行した業務の適正性について評価し、回生・破産委員会に通知しなければならない。

3 破産管財人業務の適正性に対する評価

破産管財人候補者名簿の作成及び管理に関する規定に従い、破産管財人候補者名簿を作成するための参考資料を回生・破産委員会に提供し、毎年一回以上定期的に破産管財人の遂行した業務の適正性について評価し、回生・破産委員会に報告しなければならない。

4 回生委員の任命または解任と業務の適正性に対する評価

個人回生事件処理指針に従い、法院事務官でない回生委員（外部非専任回生委員及び専任回生委員）は法院行政処長が「委嘱」することに一元化されたので、個人回生事件を管轄する回生法院の法院長は、法院事務官などでない回生委員の委嘱または「解嘱」を法院行政処長に要請または建議しなければならない。毎年一回以上定期的に法院事務官などでない回生委員の遂行した業務の適正性について評価し、回生・破産委員会に報告しなければならない。

五 他の制度の改善と新たな制度の導入のための工夫

1 個人回生悪用危険事件の重点管理制度など

ソウル中央地方法院において、二〇一四年から「個人回生悪用危険事件重点管理制度」と「個人回生ブロッカー

チェックリスト」制度を、二〇一六年から「個人破産悪用防止チェックリスト」制度をそれぞれ試行し、全国の法院に拡大している。

2 外部機関との協調模索と拡大

二〇一六年二月一六日、法院行政処(d)と金融委員会(e)の間で、個人回生・破産の関連債務調整連係活性化のための「業務契約」を締結することにより、金融委員会と個人倒産事件に関連する制度改善を論議するため公式的チャンネルが整えられた。これにより、金融委員会の職員を管理委員に委嘱したり、回生手続において金融委員会に対し実質的な意見の提示を要請するなどの方法を通じ、金融委員会による倒産手続への関与を拡大するためのさまざまな方策を検討しているところである。

またソウル中央地方法院などは、信用回復委員会(f)と個人回生・破産^{Financially Distressed}業務契約を締結し、信用回復委員会が作成した信用相談報告書などを信頼し、依拠することで、手続進行の迅速化を求めている。二〇一五年七月一日からは「少額営業所得者簡易回生手続」の施行に伴い、少額営業所得者の回生手続に費やす費用と時間を減らし、回生手続へアクセスを高めるために、簡易調査委員制度が運用されている。特に個人である少額営業所得者のような、負債の構造が割りに単純な債務者に対しては、別途の費用を予納することなく、負債等の調査がなされることを確保するため、各法院に、法院事務官を簡易調査委員として指定することとなった。

六 倒産事件の電子的処理

1 通常の民事訴訟における電子訴訟の導入

二〇〇六年に「督促手続における電子文書利用などに関する法律」が制定されて以来、二〇一〇年二月二六日

「民事訴訟等における電子文書利用などに関する法律」が国会本会議を通過し、同年三月二四日、施行されるに至った。

電子訴訟に関する法律は、二〇一〇年四月二六日からまず特許訴訟に適用され、その後、適用範囲が拡大し、二〇一一年五月二日から民事訴訟に、二〇一三年一月二一日から家事訴訟及び行政訴訟に、同年九月一六日から新受件数に、二〇一四年四月二八日から倒産事件に、二〇一五年三月二三日から民事執行事件と非訟事件に適用されている。結局のところ、刑事訴訟を除いたすべての裁判手続において電子訴訟に関する法律が適用されるようになった。

電子訴訟が占める割合は、すべての訴訟手続において、持続的に増加している。二〇一五年を基準に「民事合議事件」、「家事合議事件」において、電子訴訟の割合が八〇％程度に至るのは、弁護士代理の比重が相対的に高いからだと考えられており、行政事件において電子訴訟の割合が九九％に至るのは、事実上、一方当事者が、国家、地方自治団体、行政庁、公共機関であり、電子訴訟を行うことが義務として求められるという事情に起因している。

電子訴訟の施行と定着のおかげで、国民の司法サービスに対するアクセスが強化され、裁判手続の透明性、公正性と迅速性が向上されるなど、さまざまな効果が現れた。電子訴訟を導入した初期には、多かれ少なかれ不便さとシステムの不安定などに対する不満が存在したが、それに対し、概ね、着実な事前準備、案内、広報、不満事項を反映したシステムの改善を試み、その結果、大きな混乱は回避され、裁判実務において、すでに電子文書を利用した裁判手続が定着したと評価することができる。

2 倒産事件における電子化対象事件の分類と現況

ア 電子化対象事件の分類

現在、法人回生、法人破産及び一般回生事件は、全面的に電子化を施行しており、個人破産や個人回生事件の場合、これを義務化せず、当事者に選択権を付与している。個人回生裁判部または係は、回生委員の再配点手続が複雑であるという技術的な理由と、一部の法院においては、一つの裁判部が多様な事件を処理している現実的な状況を勘案し、紙を利用した事件と電子媒体を利用した事件を並列させ、処理するようにしている。また、個人破産裁判部または係は、各級法院の事件受理、配点現況、電子法廷の現況と事務分担の利便性など、他の法院の事情を考慮し、各法院が自律的に決定するようにした。

イ 電子的処理の現況

法人回生、法人破産及び一般回生事件は、全面的に電子化されているので、電子事件の受理比率は一〇〇%であるのに対し、個人破産事件は、二〇一六年二月二七日現在、一〇・五%（全体の六、八六八件のうち、七二一件）で、個人回生事件は、二一・二%（全体の一六、八五九件のうち、三、五七三件）程度である。

3 電子記録へのアクセス―当事者及び手続機関の範囲と制限

倒産手続においては、特に、敏感な個人情報またはその内容が常に含まれるので、記録を閲覧する場合、法院による許可が必要とされている⁶⁾。電子記録に対しても同じである。もちろん、提出者本人が提出した文書は、許可なしに閲覧できる。よって、電子記録へのアクセスには便宜性がある一方、手続機関は、その種類に応じて、閲覧の範囲の面で異なった規制を受けている。すなわち、破産管財人の場合、選任の前の閲覧が禁止されており、組織内部で電子記録を利用する管理委員や回生委員などを含め、その閲覧基準が厳格に限定されている。

4 倒産事件の電子的処理に対する評価

ア まず、記録管理・閲覧の便宜性を挙げることができる、すなわち、

(1) 裁判官が記録を検討する際にも、法院事務官の持つ記録へのアクセスが可能であり、
(2) 合議部の場合、裁判長が記録を検討する際にも、主審（陪席の主任裁判官）と同じく、同時に記録検討が可能なのは言うまでもなく、

(3) 裁判官が記録を検討する際にも、申立人、債権者の記録閲覧及びコピーが可能であることと相まって

(4) 訴訟記録として送付する際にも、再びこのために、記録をファイリングしてまとめたり、記録複製の負担もなくなることも、

(5) 電子訴訟システムの信頼性及び自動化により、閲覧手続が簡素化されるなどが挙げられる。

イ 送達期間短縮などを通じ、手続進行の迅速化が促進される。

(1) 電子的送達を通じ、即時の送達が可能となる一方、最大一週間に送達期間が短縮され、

(2) 意見照会期間などが大幅に短縮される相乗効果が生じる。

(3) 債権者の電子訴訟に対する同意率が高まるほど、その効果は急激に増大することが期待され、

(4) 電子訴訟に同意しない者に対する送達の場合にも、e-Doc（法院職員が「郵便集中局」に電子文書を送信すれば、郵便集中局より出力し送達する）の導入を通じ、法院職員の負担が最小化する。

ウ 手続の透明化及び意思疎通の強化との側面において、

(1) 債権者集会において、調査報告書、破産管財人報告書などを法廷のスクリーンに投影することにより、利害関係人の事件理解度を高め、意思疎通を強化できるようになり、

(2)債権者など利害関係人が電子訴訟同意者である場合には、いつでも記録へのアクセスが可能になる。
エ 手続費用の節減をもたらす効果がある。

(1)過去には、数回修正された回生計画案と、確定回生計画案などを、何部も提出したが、電子的処理過程においては、債務者が、回生計画案などのファイルを出力し、印刷物の形で提出する必要がなくなる。

(2)また、以前と同じく、紙でのプリントアウト(Print-out)を配布した後、あらためて回収する必要がなくなり、個人情報流出問題なども顕著に減少される。

5 電子訴訟システム保安と個人情報保護のための工夫

電子訴訟を施行する中で、最も問題になるのは、ハッキングなどに備えるシステムの保安の問題である。

ここ五年間、全国の各法院より、サイバー攻撃、ハッキングなどのため、被害を受けたという事件の報告は、なされたことがない。現在、法院の内部において、サイバー保安のための専門担当チーム(サイバー安全センター)を運営し、一年三六五日二四時間の保安管制を遂行しており、外部においては、保安コンサルティング業者を通じて、司法府システムに関する保安点検を受けており、情報保護管理体系(Information Security Management System)の認証を維持している。のみならず、二〇一四年から、内部システム保安のため、内部の「業務網」とインターネット網の分離が推進され、二〇一七年に完成する予定となっている。しかしながら、当該ネット網が分離された状況においては、資料電送システムを利用し、業務網を通じて、インターネット網における資料は転送が可能であるが、業務網における資料は、インターネット網に「電送」することができない。各個人PCに対する管理を強化し、PC悪性コード(ウィルス等の不正なプログラム)を探知、遮断するため、ワクチン統合管理システムを運営しており、悪性コードメール(ウィルスに感染したメール)を遮断するための防御ソリューションを構築し運営

している。結局、一〇〇%の完璧な防衛体系を構築することはできないけれども、可能な範囲において、個人に対する保安意識と種々の制度を重ねて適用し、保安システムを作動しつつ、持続的なアップグレードをする努力を惜しんではならない。

また、個人情報保護のために、司法府業務システム・データ・ベースにて個人情報情報を安全に保管しつつ、その万一の流出に備え、当該データ・ベース内では、個人情報情報を暗号化して保護している。

七 倒産手続において生ずる倒産犯罪と破産部の役割

倒産手続というのは、個別的な権利を確定する通常の民事手続と違って、正当な権利行使が法的に制限され、終局的にその権利の実質価値が減損されたと評価されるとともに、数多くの利害関係人が関与するため、手続上、特に、厳正さが求められる。

現在、回生法院（旧ソウル中央地方裁判所の破産部）において、倒産関連犯罪に対する刑事手続上、ほかに管理手続を整備しておらず、倒産関連犯罪と関連する統計が特に報告されることはない。ただ、二〇一四年から個人回生ブローカーチェックリストが実施されて以来、ソウル中央地方法院の破産部において、二〇一五年に、ソウル中央地検にブローカーの疑いがある事件を集め、告発したことがあり、その後、ソウル中央地検により、数十名のブローカーが起訴された事例がある。

八 結び

以上のように、韓国における倒産法制に関し、最近の主要立法と倒産事件の電子的処理などを中心とする実務の

動向を紹介した。

要するに、ソウル回生法院という倒産専門法院を導入することにより、倒産事件においての予測可能性の強化を通じ、裁判の質的な向上とそれによる法的コストの節減がもたらされたと考えられる。また、債権の調査・確定の裁判に対する異議の訴えや否認の訴え、否認請求異議の訴え及び回生債権と関連する本案訴訟を回生法院において担当することにより、その処理の迅速化が予想される。さらに、ソウル回生法院という独立した法院を導入することにより、利用者によるアクセスがより容易になり、倒産制度の持つ社会保障的性格による再起支援ハブ（EIB）としての役割も円滑に発揮できると思われる。

また、倒産事件の電子的処理を通じ、記録管理の便宜性や共有性が大きく高まるのみならず、手続の透明化を通じ、裁判部構成員の間及び裁判部と当事者間の意思疎通が強化され、相まって手続進行の迅速化と手続費用の節減という大きな効果が引き出されるであろう。

倒産専門法院であるソウル回生法院の運営と倒産事件の電子的処理は、その運営上の成功のおかげで、今後、定着が進むであろうし、それによって、韓国の倒産法制に関する国際的な地位もともに向上すると確信する次第である。

*本稿は、科研費 [24402007]・[25285028] の成果の一部である。

(1) 本稿は、本格的な論文というより、韓国の近時の立法と実務を紹介するものであり、主に法院内部で検討された資料と立法資料などを参照した。このことに関連し、協力していただいた法院行政処司法政策室担当判事と(旧)ソウル中央地方法院破産部(現ソウル回生法院)の裁判官の方々に感謝の気持ちを申し上げます。

(2) ただ、英文は Seoul Bankruptcy Court という表現を使用するものとして知られている。

- (3) 債務者回生法第十九条の二(報告書作成および国会報告) ①回生法院長は毎年、当年度の管理委員会を通じた管理・監督業務の実績を法院行政処長に報告しなければならない。②法院行政処長は第一項の管理・監督業務の実績と次年度の管理・監督業務推進計画を含めた年間報告書を発刊し、公正な管理・監督のため、国会に報告しなければならない。
- (4) 債務者回生法第二二条の二(新規融資債権者の意見提示権限およびそれに対する資料提供) ①第一七九条第一項第五号および第一二号に従い、資金を貸与する共益債権者は次の各号の行為をすることができ、
- 1 債務者の営業または事業の全部または重要な一部を譲渡することに對する意見の提示
 - 2 回生計画案に對する意見の提示
 - 3 回生手続の廃止または終結に對する意見の提示
 - ② 第一七九条第一項第五号および第一二号に従い、資金を貸与する共益債権者は、大法院規則による定めにより、管理人に必要な資料の提供を請求することができる。この場合、管理人は大法院規則の定めにより資料を提供しなければならない。
- 〔本条新設二〇一六年五月二九日〕
- (5) 債務者回生法第二二三条(回生計画案の事前提出) ①債務者の負債の二分の一以上に該當する債権を持つ債権者またはこのような債権者の同意を得た債務者は回生手続開始の申請のあるときから回生手続開始までに、回生計画案を作成し法院に提出することができる。
- 【改正前】第二二三条(回生計画案の事前提出) ①債務者の負債の二分の一以上に該當する債権を持つ債権者は回生手続開始の申請のあるときから調査期間が満了するまでに、回生計画案を作成し法院に提出することができる。
- (6) 債務者回生法(調査記録の閲覧など) ①利害関係人は法院に對し事件記録(文書以外のものを含める)の閲覧・コピー、裁判所調書の正本・謄本や抄本の交付または事件に関する証明書の交付を請求することができる。
- ② 第一項の規定は事件記録のうち、録音テープまたはビデオテープ(これに準じる方法により、一定の事項を記録する物件を含める。以下、この条において、同じ)に關しては、適用しない。ただ、利害関係人の申請がある際には、法院は、そのコピーを許可することができる。③省略。
 - ④ 法院は債務者の事業維持または回生に顯著な支障をもたらす恐れがあり、または債務者の財産に顯著な損害を与える憂慮がある際に、第一項および第二項の規定による閲覧・コピー、正本・謄本または抄本の交付または録音テープまたはビデオテープを許可することができる。

オテープの複製を不許可とすることができる。⑤省略。

訳者註

- (a) 法院が関与する倒産手続ではなく、銀行など債権金融機関らが協議会を構成して債務者企業に対する債務弁済猶予や新規資金貸与などを通じ構造調整をすることを言う。韓国ではこれに関する特別法が制定されている。
- (b) 債権者協議会は、大企業の倒産手続において、一〇人以下の主たる債権者で構成され、主要手続についての意見提示などを行うものである（債権者回生法第二条）。これは、わが国の「債権者集会」(meeting of creditors)とは異なり、英訳として「creditors' consultative council」の語があてられる、日本にはない制度であり、債権者委員会に類似するといわれる。
- (c) これは、法院行政処担当判事と職員たちから構成され、実務の次元でさまざまな支援をするための機構である。
- (d) わが国の最高裁事務総局と同様に、人事、会計、裁判制度の運営、改善等について、総合的に権限と責任を負う機関である。
- (e) 総理の直轄機関として、九人の委員で構成され、金融政策、外貨や金融監督を行っている。その直轄機関として、金融監督院が別に設けられている。
- (f) 個人債務者の業者に対する債務の調整や管理、回生手続への支援やその政策等を担当している特殊法人である。